

## 携行缶について

昨年、携行缶への過度な改造が見られたため、今年の特別規則書から「ホース口径の変更を含め、いかなる改造も禁止する。」としております。

ただし、バルブの追加取り付け(ねじ込み式)は認めます。

その他の部分に変更せず、販売されているものと同じ状態で使用してください。

